

## 鶴岡市過疎地域持続的発展計画の概要（案）

「鶴岡市過疎地域持続的発展計画」は、過疎地域である本市において「過疎地域の持続的発展に関する特別措置法（以下過疎法）」に基づく支援措置を活用しながら総合的かつ計画的な対策を実施することによって、本市の「持続的な発展」を推進して行くための計画です。

※ 市の過疎地域持続的発展計画は、令和3年施行の過疎法（10年間の時限立法）に基づき、国・県の方針に沿って策定するものとなっております。国および県の方針については、主として時点修正とされていることから、市としても時点修正並びに該当事業の追加・削除等を中心に策定作業を行ったものです。

### 1. 計画期間

令和8年度～12年度（2026年度～2030年度）

### 2. 過疎区分

市全域が「みなし過疎」（一部過疎の要件を満たさず地域：藤島・朝日・温海地域）

### 3. 市過疎計画の位置付け

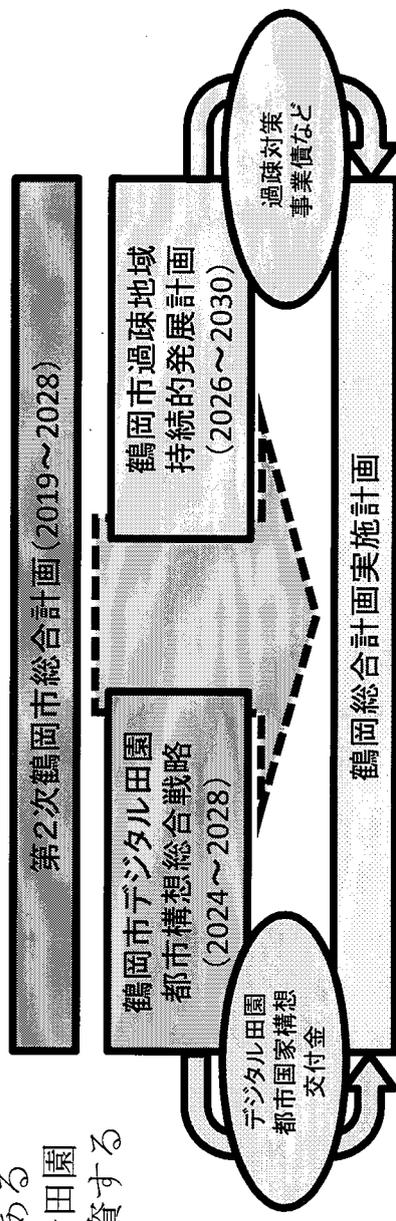
過疎対策を全市的な課題として捉え、上位計画である「第2次鶴岡市総合計画」に即し、「鶴岡市デジタル田園都市構想総合戦略」と並立した本市の持続的発展に資する事業計画として策定しています。

### 4. 市過疎計画の基本方針

- (1) 住民の暮らしと安全安心の確保
- (2) 地域資源を活用した魅力の創造
- (3) 集落の維持・活性化と広域化による対心
- (4) 人の流れの創出と新たな担い手の育成
- (5) デジタル技術の活用

### 5. 市過疎計画における実施すべき施策

- (1) 基本的な事項
- (2) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- (3) 産業の振興
- (4) 地域における情報化
- (5) 交通施設の整備、交通手段の確保
- (6) 生活環境の整備
- (7) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



- (8) 医療の確保
- (9) 教育の振興
- (10) 集落の整備
- (11) 地域文化の振興等
- (12) 再生可能エネルギーの利用の促進

# 鶴岡市過疎地域持続的発展計画の概要（案）

## 6. 市過疎計画の枠組み

本市は東北最大の行政区画面積を有し、その約7割が林野で、集落が広く散在しています。市街地には一定の都市機能が集積していますが、それ以外の地域では社会基盤の整備が十分とは言えません。本市は、過疎法に基づき全域がみなし過疎地域とされており、過疎対策は全市的な課題として取り組む必要があります。

法第4条に掲げる目標		計画の区分		事業名(施設名)
I. 移住定住、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成による、多様な人材の確保・育成  II. 企業立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、観光の開発等による、産業振興と安定的な雇用機会の拡充  III. 通信施設等の整備、情報通信技術の活用による、過疎地域の情報化  IV. 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保による、交通機能の確保と向上  V. 生活環境整備、子育て環境の確保、保健・福祉の向上、医療の確保、教育の振興等による、生活の安定と福祉の向上  VI. 基幹集落の整備等による、地域社会再編成の促進  VII. 景観整備、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用等による、個性豊かな地域社会の形成	(1) 基本的な事項			
	(2) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住、地域間交流の促進、人材育成		
	(3) 産業の振興	農業、林業、水産業、工業、商業、雇用・労働、観光、その他、産業振興促進事業		
	(4) 地域における情報化	情報通信基盤		
	(5) 交通施設の整備、交通手段の確保	市道、農林道、交通		
	(6) 生活環境の整備	水道、下水道、消防、火葬場、市営住宅、公園・緑地、空襲、空き家、老朽化施設、生活環境、廃棄物・リサイクル、防災、防犯・交通安全		
	(7) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、母子保健、健康増進		
	(8) 医療の確保	地域医療		
	(9) 教育の振興	学校教育、生涯学習、スポーツ		
	(10) 集落の整備	集落対策と広域コミュニティ化		
	(11) 地域文化の振興等	文化資源・芸術文化		
	(12) 再生化のエネルギーの利用の促進	再生可能エネルギー		

## 鶴岡市過疎地域持続的発展計画の概要（案）

### 7. 市過疎計画における基本方針（再掲・継続）

- ア 住民の暮らしと安全安心の確保
- イ 地域資源を活用した魅力の創造
- ウ 集落の維持・活性化と広域化による対応
- エ 人の流れの創出と新たな担い手の育成
- オ デジタル技術の活用

持続的発展に必要な視点  
(旧法（～R3）時計画からの継続)

新たな潮流への対応  
(新法（R3～12）に基づく計画  
から追加)

※これまでの過疎対策の基本方針を継続

#### ※ 他の計画との連携

過疎地域持続的発展計画は、第2次鶴岡市総合計画を上位計画とし、各分野の個別計画とも連携しているが、特に以下の計画と連携を図る

#### ○ 地方版総合戦略

本市は令和6年3月に「鶴岡市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定し、人口減少対策として4つの基本目標を設定。その理念は過疎地域の持続的発展を目指す本計画にも通じるものであるため、地方版総合戦略と本計画の施策を施行することで、活力ある地域ある地域の維持を目指す。

#### ○ 公共施設等総合管理計画

本市の公共施設は、少子高齢化や施設の老朽化、財政負担の集中などの課題に直面している。このため、「鶴岡市公共施設等総合管理計画」では、更新・統廃合・長寿命化を計画的に進め、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、施設の本来の機能を長期的に維持することを目的としている。

本計画においても、鶴岡市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、必要な投資をしっかりと見極め、着実に実施していく。

## 8 基本方針と主な事業 ア 住民の暮らしと安全安心の確保

### ■方向性

過疎地域で住民が安心して暮らし続けるためには、生活環境の整備が必要である。公共交通、買い物支援、雪対策、自然災害防止が重要な課題となり、さらに子育て環境や医療、働く場の確保も地域の担い手や移住希望者にとって欠かせない要素である。これらを推進し、生活格差の是正を図りつつ、安全で安心な持続可能な地域づくりを目指す。

### ■該当区分

「5 交通施設の整備、交通手段の確保」、「6 生活環境の整備」、「7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「8 医療の確保」、「9 教育の振興」

### ■主な事業

#### 【道路】 道路・橋梁新設改良事業

（市民生活に密着した生活道路等の整備や、老朽化した橋梁の補修や架け替え等を実施する。）

#### 【交通】 道の駅等整備・管理運営事業、交通輸送対策事業

（道の駅あつまみ移転整備は令和9年度の開業を目指して調整を進める。生活交通においては、バス路線維持の補助や高齢者・高校生への支援を行い、地域に適した乗合タクシーやデマンド交通の導入を進め、ICTを活用した新サービスの検討も行う。）

#### 【教育】 給食センター整備事業

（児童生徒数や地域の実情を踏まえ、給食調理施設の規模や箇所数、衛生管理に必要な機能を検討し、施設の整備を図る。）

#### スポーツ施設整備事業

（充実したスポーツ施設の管理運営を図り、旧鶴岡病院跡地活用による人工芝グラウンド整備を、共生社会のもとでの多目的利用可能な環境づくりに取り組む）

#### 【防災】 地域防災対策事業

（災害ハザードマップの見直しや自主防災組織の支援強化、防災訓練の実施を通じて、地域の安全・防災体制を強化する。）

## イ 地域資源を活用した魅力の創造

### ■ 方向性

本市は、豊かな自然資源と食文化を持ち、エネスコ食文化創造都市として評価されている。農林水産業は基幹産業として振興・発展を目指し、商工業や観光は地域資源を活かし、国内外との交流を促進して地域活性化を図る。地域文化の振興では、市民主体の芸術活動を支援し、文化財の保存・活用を進め、観光振興にも貢献する。

### ■ 該当区分

「3 産業の振興」、「11 地域文化の振興等」、「12 再生可能エネルギーの利用の促進」

### ■ 主な事業

#### 【農業】 6次産業化対策推進事業

（県事業や市独自の支援策による加工品開発や加工拠点施設の整備など農業の6次産業化に向けた取組を支援する）

#### 【林業】 林業基盤整備事業

（森林境界の明確化や路網整備、林業機械導入、主伐・再造林支援など、効率的で適切な森林経営を進める基盤整備を推進する）

#### 【商工業】 新産業創出基盤整備事業

（慶應先端研の研究機能・成果を生かした地元企業との共同研究及び新産業の開拓を進めるほか、バイオ産業集積の取組を進める）

#### 【企業誘致】 企業誘致基盤整備事業

（企業撤退を防ぎ、新産業用地整備や外部資金活用で企業誘致を進めるとともに、人材誘致や技術支援により産業の高度化を図る。）

#### 【観光】 観光推進事業

（出羽三山などの地域資源を生かした御縁年の誘客強化や、加茂水族館のリニューアルと周遊促進により、訪れたい観光地としての魅力向上と交流人口の拡大を図る）

#### 【文化】 地域文化振興事業

（文化財や芸能など地域の文化資源の保存・活用と、市民主体の文化芸術活動や文化施設の充実を通じて、地域の活力向上と文化振興を図る。）

ウ 集落の維持・活性化と広域化による対応

■ 方向性

過疎地域のコミュニティ維持に向け、住民主体の地域運営組織や広域コミュニティの取組を推進し、多様な世代が地域課題の解決に参画できる環境整備と人材育成を進める。移住者や地域おこし協力隊、関係人口など外部人材とも連携し、地域と行政が一体となって課題に取り組む体制を構築する。さらに、次世代育成のため、幼少期から地域を知り郷土への愛着を育む学習活動を、学校や社会教育施設と連携して推進する。

■ 該当区分

「9 教育の振興」、「10 集落の整備」

■ 主な事業

- ・ 過疎対策推進事業  
(旧小中学校単位の集落生活圏をネットワーク化し、外部人材や支援員・アドバイザーの活用により、地域主体のビジョン策定と課題解決を支援する。)
- ・ 地域コミュニティ推進事業  
(住民自治組織総合交付金や加算措置により地域の自主運営とコミュニティ活動を支援し、広域コミュニティにも生涯学習・福祉・防災など地区全体を見通した事業運営を支援する。)
- ・ コミュニティセンター等整備事業  
(老朽化した地域拠点を集落規模に応じて整備し、廃校等の活用を含め災害時の拠点機能と地域の賑わい創出に資する活動拠点の充実を図る。)

## Ⅰ 人の流れの創出と新たな担い手の育成

### ■ 方向性

都市部で高まる田園回帰の流れを捉え、自然豊かな過疎地域の魅力を磨き上げて移住希望者への情報発信や都市部との交流を促進し、新たな人の流れを創出する。さらに、地域外から継続的に関わる関係人口を新たな担い手として位置づけ、地域住民との交流や地域活動への参加を通じて、多様な関わり方を広げる取組を進める。

### ■ 該当区分

「2.移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「3 産業の振興」、「11 地域文化の振興等」

### ■ 主な事業

- 移住・定住促進事業
  - ・首都圏へのPRや相談体制の強化、移住プロモーターによる魅力発信を通じて、移住希望者が必要な情報にアクセスしやすい環境を整え、移住・定住を促進する。
  - ・移住前の不安を解消する体験機会を提供し、住まい・就業支援や移住者のネットワーク形成を進めて定住につながる環境を整備する。
  - ・地域の暮らし体験や二地域居住、ボランティア活動など地域との関わりを広げ、関係人口の拡大と将来的な地域の担い手づくりを図る。

## Ⅱ デジタル技術の活用

### ■ 方向性

AI・IoT・5Gなどの技術進展や新しい生活様式の普及でデジタル化が加速する中、過疎地域では担い手不足を補う手段として活用が期待される。本日も市民・企業・団体・高等教育機関と連携し、誰一人取り残さない地域社会の実現に向け、デジタル技術とデータ活用による利便性向上と行政サービスの高度化を推進する。

### ■ 該当区分

「3 産業の振興」、「4.地域における情報化」、「5 交通施設の整備、交通手段の確保」

### ■ 主な事業

- デジタル技術の活用
  - ・市民アンケートでデジタル化の必要分野を把握し、技術導入の検証と実装を進めることで、業務効率化による時間創出と行政サービスの向上を図る。

